

令和4年度 第3回上越市環境政策審議会 次第

日時：令和4年11月16日（水）午後2時30分～午後4時30分

場所：上越市役所 第1庁舎 401会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

1. 第4次環境基本計画の環境施策について ……資料1

1-1 環境汚染の防止

1-2 生活環境の維持・向上

2-1 自然環境との共生

2-2 自然環境の活用

3-1 脱炭素社会への移行の促進

3-2 持続可能な循環型社会の形成

4-1 環境啓発の推進

2. 第2次地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標及び取組項目について

(1) 脱炭素化に向けた取組について ……資料2

(2) 「区域施策編」の全体構成 ……資料3

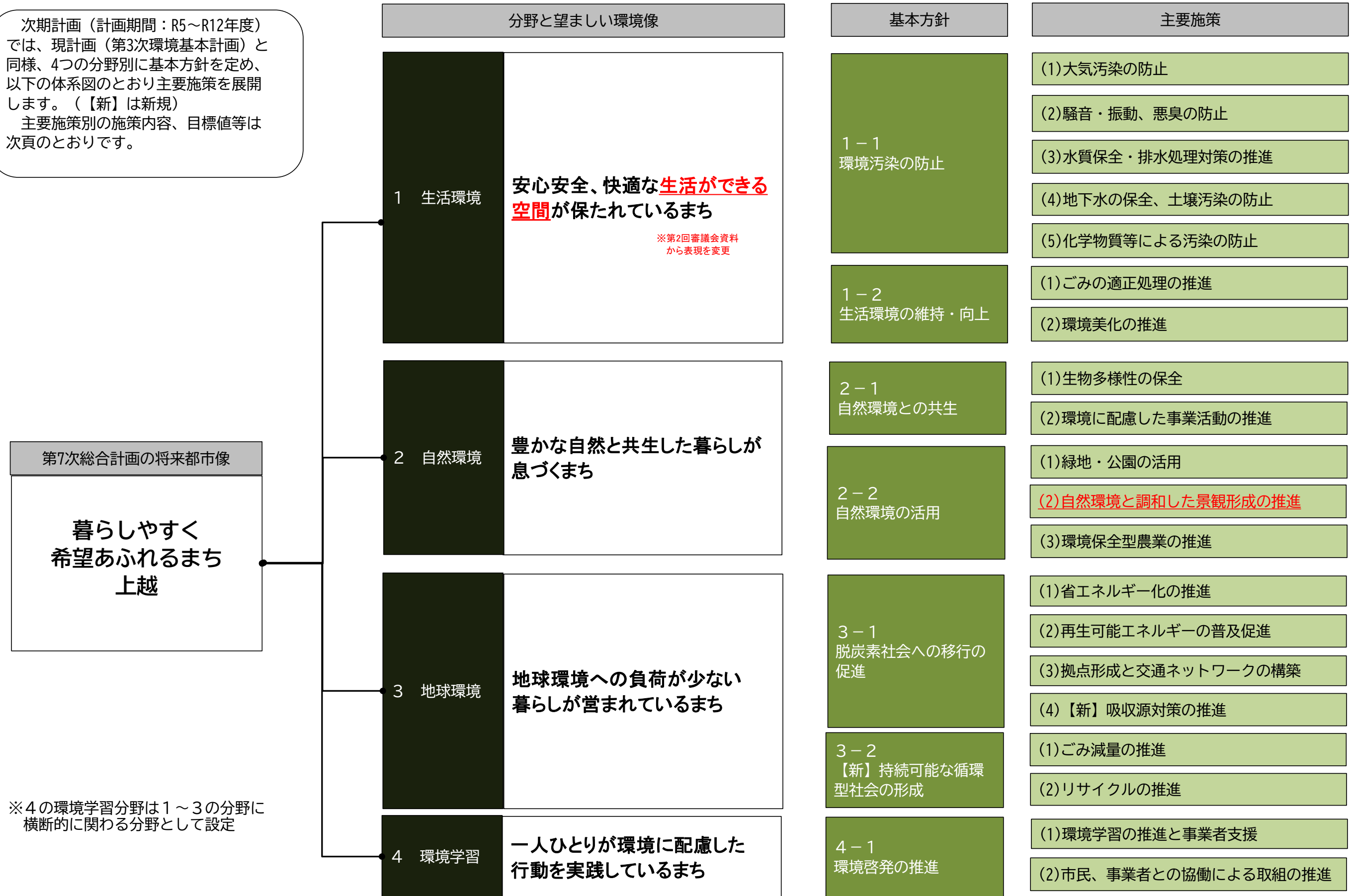
(3) 「区域施策編」の記載内容 ……資料4

3. し尿くみ取り手数料の改定について（諮問） ……資料5

4 閉 会

第4次環境基本計画環境施策について

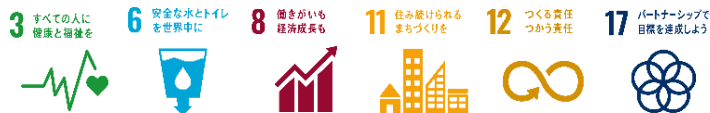
次期計画（計画期間：R5～R12年度）では、現計画（第3次環境基本計画）と同様、4つの分野別に基本方針を定め、以下の体系図のとおり主要施策を展開します。（【新】は新規）
 主要施策別の施策内容、目標値等は次頁のとおりです。



※4の環境学習分野は1～3の分野に横断的に関わる分野として設定

※第2回審議会資料から位置とタイトルを変更

1-1 環境汚染の防止



【基本方針】

大気汚染や水質汚濁などの公害は、市民の健康や住環境など、安心安全な日常生活に大きな影響を及ぼす可能性があります。

環境汚染を防止し、良好な生活環境を確保していくため、各種法令等に基づいた規制を適切に運用し、測定、監視などの取組を効果的に実施するとともに、異常事案の発生時には関係機関と連携して迅速に対応します。

【施策の内容】

(1) 大気汚染の防止

- 大気中の窒素酸化物や光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などの汚染物質の測定、現況把握により大気環境の監視を行います。
- 汚染防止や被害防止に向けた取組方法を周知するほか、人の健康または生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合には、注意喚起し適切な行動を促します。
- 工場または事業場から排出されるばい煙は、法令で定められた基準の管理により、大気中への排出抑制を図ります。

(2) 騒音・振動、悪臭の防止

- 騒音や振動の防止は、法令により地域を指定し、工場、事業場、建設作業や自動車、鉄道などの発生源からの抑制や、環境騒音の発生を抑制します。
- 畜産業や製造業、飲食業などの臭気対策は、法令により地域を指定し、事業所等の発生源を規制することにより生活環境の保全を図ります。

(3) 水質保全・排水処理対策の推進

- 生活排水による水質汚染を防止するため、公共下水道や農業集落排水への接続や合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 河川、湖沼、海域、地下水、事業所の排水口の水質調査により、水質汚濁の監視と状況把握を行います。
- 化学物質が流れ込む水質汚濁事故の際は、被害拡大防止のため関係機関と連携し迅速な対応に努めます。

(4) 地下水の保全、土壌汚染の防止

- 積雪期前には、地下水揚水により地盤沈下が起こることを周知し、地盤沈下防止の取組に協力を呼びかけるほか、地下水位を監視し、著しい地下水位低下がある場合は地盤沈下に関する注意喚起を行います。
- 国、県と連携し、地盤沈下の状況を把握し、揚水設備設置者等に対し地下水保全に関する啓発を行います。
- 法令に基づく有害物質の地下浸透規制や、廃棄物の埋立規制により地下水及び土壌の汚染を防止します。

(5) 化学物質等による汚染の防止

○有害化学物質や放射線、その他の新たな環境汚染に対しては、モニタリングや適切な被害の防止を行うとともに、関係機関と連絡調整を行い対応します。

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
公害苦情の改善率	95% (R1-R3 平均)	95%	95%
事業所の騒音・振動規制基準達成率	99% (R1-R3 平均)	99%	99%
事業所の排水基準達成率	97% (R1-R3 平均)	97%	97%
汚水衛生処理率	88.0% (R3)	92.3%	93.7%

【市民・事業者の皆さんに期待される取組】 ※作成中

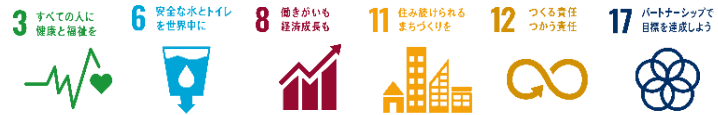
(1) 市民に期待される取組

- 自動車の運転時は、急な加速・減速の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブを行う。
- ハイブリッド車、電気自動車など、環境負荷の低い電動車の購入を検討する。
- PM2.5 や光化学オキシダントの注意報等の発表時の行動をあらかじめ把握し、発表時は屋外での活動をできるだけ控える。
- ダイオキシンの発生や健康被害などの原因となる野焼きなどの不適切な焼却を行わない。
- 日常生活において、近隣騒音や悪臭の発生防止など周囲や地域住民に配慮する。
- 灯油の流出など油漏れを防止する。
- 風呂水の再利用や雨水の散水利用など水道水の節水に努める。
- 雪が止んだ時の消雪パイプの停止など、地下水を節水する。
- 公共下水道や農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置を行う。
- 水質、大気、土壌などの公害防止の調査に協力する。
- 放射線についての正しい知識の理解に努める。

(2) 事業者期待される取組

- 通勤時のノーカーデーの設定や、事業用自動車の購入時の電動車の購入を検討する。
- 事業活動において、急な加速・減速の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブを行う。
- 工場の製造過程の排気ガスや、冷温水発生機等から発生するばい煙の排出基準を遵守する。
- 事業活動に伴う騒音や振動の発生防止や、排水による水質汚濁防止を徹底する。
- 消雪パイプの適正運転をして節水をする。
- 土地利用する場合には、土壌汚染や地下水汚染の防止対策を徹底する。

1-2 生活環境の維持・向上



【基本方針】

廃棄物の不適正処理や不法投棄は、当市の大切な地域資源である自然環境や景観の悪化を招くばかりでなく、環境汚染による生活環境への影響が懸念されます。

快適かつ魅力的な生活環境を維持し、更には向上させていくため、廃棄物の適正処理や環境美化の取組を推進します。

【施策の内容】

(1) ごみの適正処理の推進

- 不法投棄や野焼きなどの不適正なごみの処分を防止するため、出前講座や広報紙による啓発活動に取り組むとともに、常時回収ステーションの巡回やクリーン活動のごみの回収などにより、ごみを適正に排出する環境づくりを行います。
- ごみの分別区分の丁寧な周知を図るほか、ごみ集積所の適正な配置と収集運搬、中間処理を維持し、安定的・効率的なごみ処理を進めます。
- ごみの排出が困難な高齢者等を支援するため、町内会や関係部署と協力し、ごみヘルパーを確保します。
- 廃棄物処理施設の適切配置を維持するほか、最終処分場の確保に向けた取組を推進します。

(2) 環境美化の推進

- 地域の生活環境や自然環境の美化を図るため、全市クリーン活動等様々な取組を推進するとともに、市民や事業者等の主体的な取組を支援します。

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
不法投棄されたごみの量	22t (R3)	19t 以下	18t 以下
全市クリーン活動参加者数（年間延べ人数）	55,445 人 (R3)	58,000 人	62,000 人

【市民・事業者の皆さんに期待される取組】 ※作成中

(1) 市民に期待される取組

- ごみの分別ルールを守り、ポイ捨てなど不法投棄は絶対に行わない。
- 不法投棄防止活動に協力し、全市クリーン活動に参加する。
- 所有する土地やその周辺のごみ拾いや草とりなど、環境美化に努める。

(2) 事業者期待される取組

- 不法投棄防止活動やクリーン活動など、地域の環境美化活動に協力する。
- 所有する土地やその周辺のごみ拾いや草とりなど、環境美化に努める。

2-1 自然環境との共生



【基本方針】

当市の市域には、海、山、大地の要素が揃っており、それぞれの地域の中で、更には、それらの要素が互いに関連を持ちながら生態系が形成されています。

豊かな恵みをもたらす自然環境を保全し、共生していくため、それらの価値を共有し、守り続けていく取組を推進します。

【施策の内容】

(1) 生物多様性の保全

- 地域における多様な生態系を健全な状態で維持していくため、自然環境保全地域の指定や、環境保全団体や町内会等と連携した保全活動、レッドデータブック等を活用した普及啓発などの取組を推進します。
- 近年、アライグマ等の特定外来生物の生息域の拡大により、元々の地域にある絶滅が危惧される希少種の生息域の減少が懸念されるため、外来種被害予防三原則（「入れない」「捨てない」「拡げない」）を踏まえた適切な対応の普及啓発を推進します。
- 人と野生動物の共存を図るため、ツキノワグマやイノシシ等の大型野生動物が人里に出没しないよう、草刈りや伐木等を行った緩衝帯を整備するなど、出没しにくい環境づくり対策を講じるとともに、市民一人ひとりの野生動物に対する理解を深める機会の提供に取り組みます。

(2) 環境に配慮した事業活動の推進

- 自然環境の保全や公害の防止を図るため、環境影響評価法や新潟県環境影響評価条例等に該当する事案が生じた際には、市の環境影響評価会議を開催し、専門的な知見を踏まえ、開発事業者等に対して適正な事業の実施を促します。

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
自然環境保全地域の指定数（累計）	7 か所（R3）	9 か所	11 か所
大型野生動物による人身被害の発生件数	0 件（R3）	0 件	0 件
上越市自然環境保全条例の違反行為	0 件（R3）	0 件	0 件

【市民・事業者の皆さんに期待される取組】※作成中

(1) 市民に期待される取組

- 野生動植物は、違法な採取・捕獲や売買をせず大切に保護し、生物多様性の保全に協力する。
- 外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」の三原則を守り、防除活動に協力する。
- 身近な自然に関心を持ち、自然環境調査に協力する。
- 日頃から野生鳥獣被害に対し、被害を防ぐための注意事項や鳥獣の習性等を理解し、収穫残さの撤去、柵の設置、個体数調整などへの協力に努める。
- 里山や山林の役割を理解し、適切に保全されるよう協力する。
- 森林保全を行うイベントに参加するとともに、地域産材の利用に努める。
- 住宅建築など開発に当たっては、環境法令を遵守し、身近なみどりなど自然の形成や生活環境の保全に努める。

(2) 事業者期待される取組

- 野生動植物の違法な採取・捕獲や売買をしない。
- 外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」の三原則を守り、防除活動に協力する。
- 里山や山林の役割を理解し、適切に保全されるよう協力する。
- 森林保全を行うイベントに参加・支援するとともに、地域産材の利用に努める。
- 開発事業に当たっては、環境法令を遵守し、自然環境や生活環境の保全に努める。

2-2 自然環境の活用



【基本方針】

当市の歴史・風土は、四季折々の気候や多様な自然環境との関わりの中で培われてきたものであり、また、豊かな自然が日常生活に身近な存在であることは、当市の暮らしの大きな魅力となっています。

豊かな自然がもたらす多様な恵みを活用していくため、市の内外における当市の自然環境の魅力を発信するとともに、自然と調和した潤いと安らぎのある良好な都市景観を形成し、自然環境と調和したまちづくりを推進します。

【施策の内容】

(1) 緑地・公園の活用

- 市民や来訪者が当市の豊かな自然とふれあい、体験ができる施設の維持保全及び効果的な活用に努めます。
- 都市空間の緑化を推進するとともに、市民の憩いや交流の場となる都市公園等の整備や適切な維持管理に取り組むとともに、パークパートナーシップ協定に基づく公園管理や、桜のボランティア活動など、市民との協働による取組を推進します。

(2) 自然環境と調和した景観形成の推進

- 快適で美しく、魅力あふれるまちの実現に向け、建築物や工作物等の良好な景観への誘導や事業者等への啓発活動に取り組みます。

(3) 環境保全型農業の推進

- 農業の持つ多面的機能を生かし、生産性との調和に配慮しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市民の自然が豊かと感じている割合（市民の声アンケート）	92.9% (R3)	-	97.0%
新【4-3-1-3】 有機農業に取り組んでいる面積	57ha (R3)	90ha	120ha

【市民・事業者の皆さんに期待される取組】※作成中

(1) 市民に期待される取組

- 市民の森など、身近な自然の中で遊べる環境づくりに協力する。
- 身近な公園や緑地を管理する活動に参加する。
- みどりに関するイベントに参加し、みどりの保全について理解を深める。
- 景観への意識を高め、個々の暮らしの場における周辺環境に配慮する。
- 環境にやさしい栽培方法で生産された農産物の購入に努める。

(2) 事業者期待される取組

- 身近な公園や緑地を管理する活動に参加、支援する。
- 開発や建設などの事業活動にあたって、景観づくりに配慮する。
- 生産者は、農薬や肥料の適正利用に努め、化学肥料及び化学合成農薬を低減する環境保全型農業に取り組む。
- 卸売業・小売業者や、飲食店・飲食サービス業者は、環境にやさしい栽培方法で栽培された農産物を積極的に取り扱う。

3-1 脱炭素社会への移行の促進



【基本方針】

近年では、地球温暖化が起因とされる記録的な高温や大雨、森林火災、干ばつなどの異常気象が頻発しており、当市でも暮らしの中でそれらの影響が身近なものとなっています。

地球温暖化対策が世界各国で加速している中、当市における脱炭素社会への移行を促進していくため、市民生活や事業活動における化石燃料を由来とするエネルギーからの転換などに向けた取組を推進します。

【施策の内容】

(1) 省エネルギー化の推進

- 公共施設の照明設備の LED 化、高効率な設備の導入や更新等を進め、市の事務事業におけるエネルギー使用量を削減します。
- 市民・事業者・行政が一体となって、日常生活や事業活動の中で省エネルギー化や化石燃料からのエネルギーシフトを実践していくための意識啓発や情報提供、設備の導入等に対する支援に取り組みます。

(2) 再生可能エネルギーの普及促進

- 公共施設への太陽光発電等の導入や公用車の電動化を率先して推進します。
- 市民・事業者による再生可能エネルギーの普及を促進していくため、市民・事業者への情報提供や設備の導入等に対する支援に取り組みます。
- 多様な民間事業者等との連携体制を構築し、次世代のエネルギーとして注目される水素や、当市の地域特性を踏まえた多様な再生可能エネルギーについて、技術動向を把握し、利活用に向けた調査研究に取り組みます。
- 民間事業者による再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置や開発に対して、自然環境や生活環境と調和した形で導入が促進されるよう、適切なルールづくりや調整に取り組みます。

(3) 拠点形成と交通ネットワークの構築

- 人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出を削減し、効率的で利便性の高い都市構造の構築に向けて、都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ交通ネットワークの構築に取り組みます。

(4) 吸収源対策の推進【新規】

- 二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全を図るため、国や県、関係団体等との連携により林業の振興を推進するとともに、公共施設等への地域産材の利活用を促進します。

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市域における温室効果ガスの年間排出量	1,801 千 t-CO2 (H30)	1,281 千 t-CO2	1,020 千 t-CO2
市内における再生可能エネルギー設備の導入容量	31,247kW (R3)	61,252kW	85,257kW
公共施設における再生可能エネルギー設備の導入容量	3,609kW (R3)	3,907kW	4,385kW
森林組合等による市内産木材（間伐材含む。）の出荷量	11,000 m ³ (R3)	15,500 m ³	19,000 m ³

【市民・事業者の皆さんに期待される取組】 ※作成中

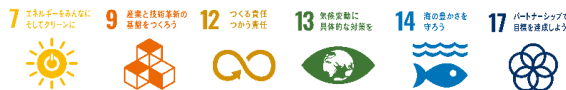
(1) 市民に期待される取組

- 地球温暖化や脱炭素に関する問題意識を共有し、ライフスタイルを見直す意識を持つ。
- 節電や省エネ家電の購入、グリーンカーテンの設置や冷房・暖房の控えめな温度設定など、日常生活で実践できる省エネ生活を実行する。
- 複数の家電や給湯器など、家庭内のエネルギー消費機器を使用する際の無駄遣い防止として、HEMS の使用を検討する。
- 住宅用太陽光発電や間伐材などを燃料とするペレットストーブなど再生可能エネルギーの導入に努める。
- 過度な自動車利用から、公共交通機関や車の相乗り、自転車、徒歩など移動手段の転換に努める。
- ハイブリッド車、電気自動車など、環境負荷の低い電動車の購入を検討する。
- 温室効果ガスの削減につながる取組についての情報を収集し、実践する。
- 環境負荷の低減に資する環境ラベル商品や、トップランナー基準の達成率が高い機器の購入に努める。
- 地場産農産物や地域産材の使用に努める。

(2) 事業者期待される取組

- 地球温暖化や脱炭素に関する問題意識を共有し、事業スタイルを見直す意識を持つ。
- ESCO 事業の導入や LED 照明・省エネ機器への更新、設備の省エネ運用など、事業所の省エネルギー化に取り組む。
- 事業所内の設備や機器の運転やエネルギー使用の際の無駄使い防止として、BEMS の使用を検討する。
- クールビズ・ウォームビズに取り組む。
- 自動車利用の効率化を進め、環境負荷の低い電動車への更新を検討する。
- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努める。
- 共同配達や貨物輸送など、物流の効率化を検討する。
- 温室効果ガスの削減につながる取組についての情報を収集し、実践する。
- 環境負荷の低減に資する環境ラベル商品や、トップランナー基準の達成率が高い機器の購入に努める。
- 卸売業・小売業者は、地場産農産物を積極的に取り扱う。
- 飲食店・飲食サービス業者は、地場産農産物を積極的に使用する。

3-2 持続可能な循環型社会の形成【新規項目】



【基本方針】

地球環境への負荷を軽減し、限りある資源を有効に活用していくため、これまで資源の効率的な利用やリサイクルなどが進められてきています。

近年では、地球温暖化対策の進展、プラスチックの資源循環の促進、3RにRenewable（リニューアブル 再生可能資源への代替）の考えを加えた取組、食品ロス問題などを背景として、一層の強化や新たな展開が必要となっており、それらの課題に対応し、循環型社会の形成につなげていくため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえた取組を推進します。

【施策の内容】

(1) ごみの減量の推進

- 限りある資源を効率的に利用し、再生可能資源の活用と廃棄物の発生抑制を進めるため、市民や事業者に向けて、ごみ減量及びリサイクルに係る情報発信等の普及啓発を推進します。
- 資源ごみを含めた一般廃棄物の処理について、時代に即した分別、処理方法などの情報収集、研究を継続的に行い、適正処理に必要な施設の計画的な維持管理や整備等に取り組みます。
- 食品ロスへの社会的関心の高まりを踏まえ、市の食品ロス削減計画を策定し、計画的な啓発や取り組みを行います。

(2) リサイクルの推進

- 限られた資源の有効利用を推進するため、引き続き、廃棄物の分別収集及び再資源化に取り組みます。
- 市民の資源物の分別収集のルールの浸透を図るとともに、事業者が排出する廃棄物の再資源化の推進に向けた啓発活動に取り組みます。
- 安定した資源物の収集を目指すため、資源物常時回収ステーションを適正に利用しやすい環境を整えるとともに、維持管理及び利用マナーの向上を図ります。
- 資源物の適正分別による価値向上を進めるなど、経済性にも配慮したリサイクルを推進します。

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市民1人当たりのごみ排出量	944.5g (R3)	826.0g以下	732.0g以下
事業系一般ごみの排出量	21,582t (R3)	18,859t以下	16,679t以下
家庭ごみの資源化率	42.7% (R3)	50%以上	50%以上
一般廃棄物再生利用率	21.7% (R3)	28.0%	28.0%

【市民・事業者の皆さんに期待される取組】※作成中

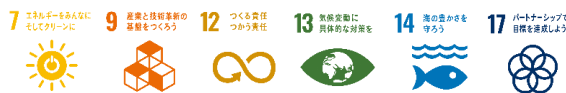
(1) 市民に期待される取組

- 買い物時にはマイバッグを持参し、過剰包装の品を避け、詰め替え商品の購入を心がける。
- 食料品は、買いすぎ作りすぎに気を付け、生ごみを出さないようにする。
- リサイクルショップなどを利用し、使用可能な不要品の売却や、リユース品の購入を心がける。

(2) 事業者期待される取組

- 過剰包装をせず、マイバッグ持参の取組を支援する。
- 製造商品のエコマーク取得に努める（製造に係る資源採取、製造、流通、使用、消費、リサイクル、廃棄などの各段階を通じた環境配慮に努める）。
- 事務用紙類の再資源化を進め、古紙パルプを使用した紙類の使用を進める。
- ごみの分別に努め、法令に従い再生利用を進める。

4-1 環境啓発の推進



【基本方針】

環境問題への対応は、市民一人ひとりの日常生活、事業者の経済活動などの様々な場面で、改善に向けた活動を自主的に取り組んでいくことが必要です。

本計画で掲げる望ましい環境像の実現に向けて、より多くの市民や事業者が当市の豊かな自然環境の価値や魅力に気付き、環境問題に関する様々な情報に触れ、環境に配慮した行動を実践に移していけるような環境学習や啓発の取組を推進します。

【施策の内容】

(1) 環境学習の推進と事業者支援

- 社会のデジタル化が進展し、様々なメディアやコミュニケーション手段が確保されている中、市民一人ひとりの環境保全に対する意識を高め、具体的な行動につなげていくため、様々な媒体を活用した情報発信や、環境に関する学習の機会を提供します。
- 環境保全に取り組む人材や団体等の育成を図るほか、環境団体と市民・事業者・行政の間や、環境団体同士の連携を促進します。

(2) 市民、事業者との協働による取組の推進

- 様々な広報媒体や環境イベント等の身近な機会を通じた情報提供や学習活動を推進します。
- 市民や事業者が、自主性と主体性を持ち、さらなる環境改善活動に取り組めるように、様々な地域や分野で環境問題に関わる団体等の情報を収集・発信・コーディネートなどにより、それらの団体の連携を促進するとともに、市内外の若者を含めて参加・行動する人の裾野を広げ、市民活動の促進を図ります。
- 市民や市民活動団体による公共的な課題の解消に向けた取組に対して、必要に応じて協働や連携の手法が適切に用いられるよう、市民と行政双方が意見交換しやすい環境づくり推進します。

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
環境団体等と連携した学習機会の提供回数	5回 (R3)	8回	10回
環境保全のために考え、積極的に行動している市民の割合 (上越市環境市民アンケート)	46.0% (R3)	—	55.0%
全市クリーン活動参加者数(年間延べ人数)	55,445人 (R3)	58,000人	62,000人

【市民・事業者の皆さんに期待される取組】※作成中

(1) 市民に期待される取組

- 幼児期・学童期における体験や学習の重要性を認識し、家族等で環境体験等のイベントへ参加する。
- 清掃活動などの地域活動や、市民団体や市が行う環境活動やイベントに参加する。
- 身近な生活環境から地球環境まで環境の課題に興味を持ち、学習会等を活用し環境を良くしていくための情報を収集する。
- 日常生活で簡単に取り組める環境活動からイベント参加や LED 照明などの環境に配慮した機器の購入まで、一人ひとりが実行可能な取組を行う。

(2) 事業者期待される取組

- 社会貢献活動の一つとして、清掃などの美化活動やその他の地域活動への参加や、環境をテーマとしたイベント等に参画、支援する。
- 身近な生活環境から地球環境まで環境課題に興味を持ち、学習会や講師派遣を活用して情報収集し、改善の取組を実行する。
- 事業者として環境配慮の取組を進め、各従業員が環境活動に取り組みやすい職場づくりに努める。
- 事業活動において環境マネジメントシステムの活用を進める。

脱炭素化に向けた取組について (基本的な考え方と削減目標の設定)

1 2050年カーボンニュートラルに向けて

近年、世界各地で記録的な高温や大雨、森林火災、干ばつなど、地球温暖化による異常気象が頻発しています。

国では令和32年までに温室効果ガスを実質ゼロにするという高い目標を掲げ、その達成に向けて、化石燃料を由来とするエネルギーの転換を図るなど、脱炭素化に向けた取組を推進しているほか、民間企業においても脱炭素経営に向けた取組が進み、国際的にもESG投資が重視されるなど、環境に配慮した取組を行う企業が選択される時代となりつつあります。

当市では、脱炭素化に向けた対応を経済成長の制約やコスト負担と考えるのではなく、力強い成長を生み出す機会として捉えながら、当市の更なる魅力の向上や豊かな自然環境の保全と経済活動の両立に向け、まちの持続可能性を高めるとともに、地球環境への負荷を軽減するための取組を推進し、2050年カーボンニュートラルを目指します。

※「カーボンニュートラル」とは、CO2排出量 - CO2吸収量(森林等) ≤ 0のこと

2 2030年に向けた温室効果ガスの削減目標の設定 ～ 第2次地球温暖化対策実行計画の削減目標 ～

【区域施策編】

2013年度比**50%削減**を目指す … 第7次総合計画の目標としても設定

(考え方) 国・県が掲げる目標に準じて設定

【事務事業編】

2013年度比**60%削減(エネルギー起源)**を目指す

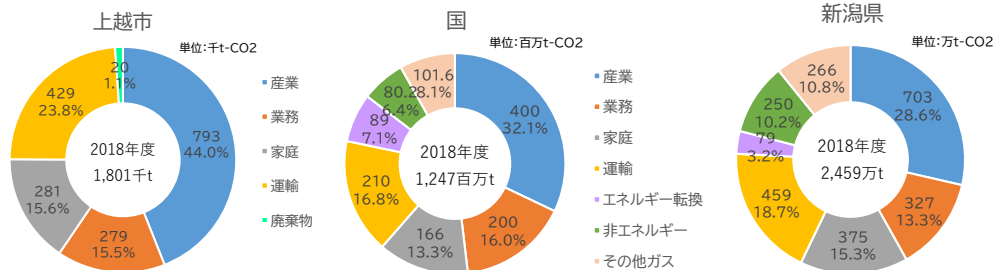
(考え方) 国・県が掲げる目標及び、市の区域施策編各部門の目標を踏まえ、行政による率先実行の観点から設定

3 取組のポイント

第2次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で掲げる取組について、脱炭素社会プロジェクトとして次の3つの観点から分野横断的に推進する。

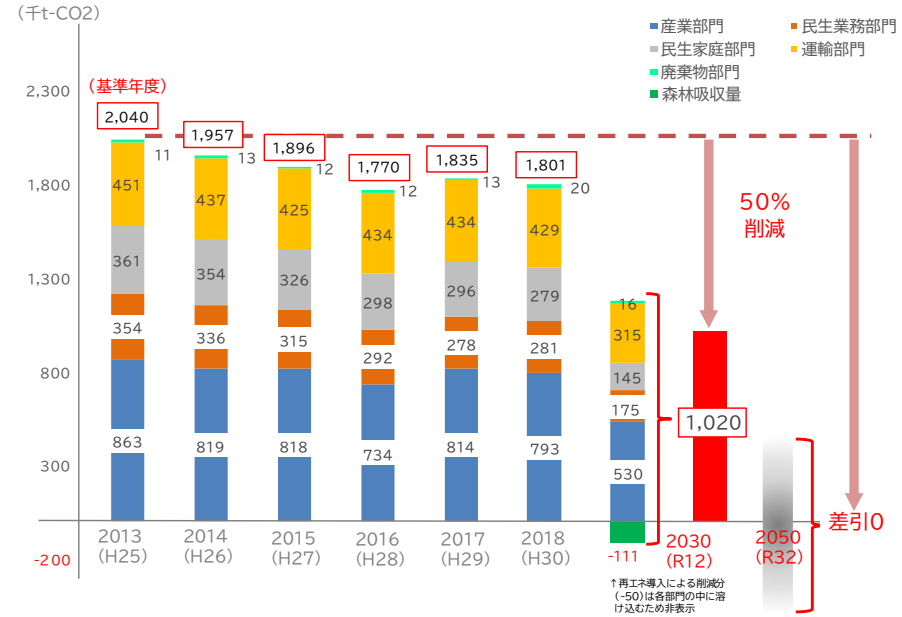
- まずは、行政の率先実行から
… 確立した技術を積極的に活用するとともに、2050年を見据えた最新技術の研究に挑みます。
- 上越ならではの豊かな暮らしの実現
… 市民が当市での暮らしに豊かさを感じられるライフスタイルを目指します。
- 環境と経済の両立を目指す
… 産業構造や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、地域の事業者との連携による取組を推進します。

【当市の温室効果ガス排出状況の特徴】



※市が算定する温室効果ガス排出量の部門については、国・県の算定における「エネルギー転換」は対象外、「非エネルギー」その他は他の各部門の算定に含まれている。

【温室効果ガスの削減実績と今後の目指す姿のイメージ(区域施策編)】



(排出量・削減量の単位は千tCO2)

区分	2013年度 基準年度 排出量	2030年度の目標(基準年度比)						削減割合の参考		
		人口減等による 削減見込み		対策による減		計		削減後 排出量	国	新潟県
		削減量 (A)	削減 割合	削減量 (B)	削減 割合	削減量 (A+B)	削減 割合			
産業部門	863	-134	-15.5%	-199	-23.1%	-333	-38.6%	530	-38%	-41%
民生業務部門	354	-73	-20.6%	-106	-30.0%	-179	-50.6%	175	-51%	-61%
民生家庭部門	361	-113	-31.3%	-103	-28.5%	-216	-59.9%	145	-66%	-50%
運輸部門	451	-18	-4.0%	-118	-26.2%	-136	-30.1%	315	-35%	-37%
廃棄物部門	11	8	72.7%	-3	-27.3%	5	45.3%	16		
再エネ導入	0	0		-50		-50		-50		
森林吸収量	0	0		-111		-111		-111		
計	2,040	-330	-16.2%	-690	-33.8%	-1,020	-50.0%	1,020	-46%	-46%

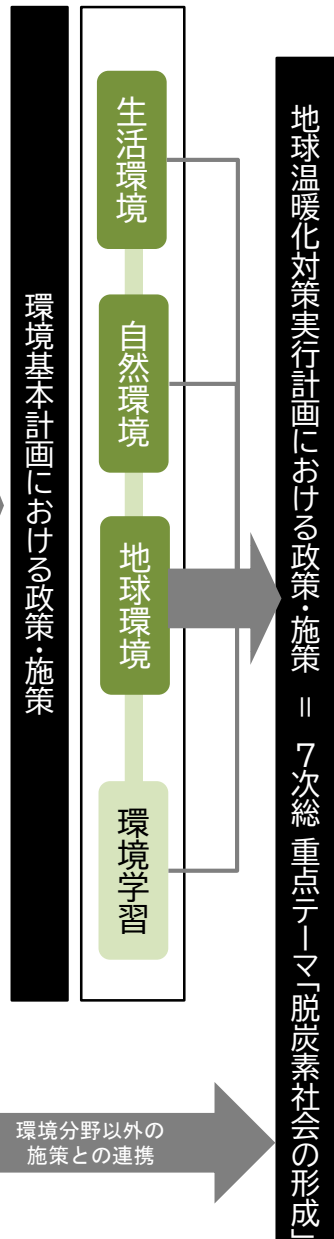
※単位未満の端数処理で合計は一致しない

項目	現状値	2026年(R8) 中間目標値	2030年(R12) 目標値	現状値⇒2030	
				割合	増減量
市域における温室効果ガスの年間排出量	1,801千t-CO2 (H30)	1,281千t-CO2 (R8)	1,020千t-CO2 (R12)	57%	-781千t-CO2
市内における再生可能エネルギー設備の導入容量	31,247kW (R3)	61,252kW (R8)	85,257kW (R12)	273%	54,010kW
公共施設における再生可能エネルギー設備の導入容量	3,609kW (R3)	3,907kW (R8)	4,385kW (R12)	122%	776kW
森林組合等による市内産木材(間伐材含む)の出荷量	11,000m ³ (R3)	15,500m ³ (R8)	19,000m ³ (R12)	173%	8,000m ³

参考: 取組とその効果のイメージ

- 例えば、最エネ導入目標で掲げる約50MW (50,000kw)級の再生エネ電が市内に立地すると…
- 「区域」のCO2 ⇒ 今後再生エネ導入で実現を見込む50千tCO2削減のほぼ全てを達成
- 市が使う電力の全てを上記から購入した場合…
- 市が使う電力が再生エネ100%となる ⇒ 「事務事業編」のCO2 ⇒ 22.4千tCO2削減 ⇒ 60%削減目標の達成(78.1%削減が実現) …ただし、天候等で再生エネが止まると電力が止まる。

第7次総合計画における政策・施策



区域施策編の取組 = 「脱炭素社会プロジェクト」として推進

▼3つの基本方針

1 化石燃料からのエネルギーシフトを推進します

- 2030年に向けては、国の支援制度を活用しながら、現在実用・普及段階にある再生可能エネルギー技術を率先して導入していきます。
- 脱炭素社会への円滑かつ現実的な移行を実現するため、革新的な技術開発が進むまでの移行期間の手段として、CO2排出が少ない天然ガスの活用も促進します。
- 2050年に向けては、世界・国内の大手企業等の技術開発の情報収集に努め、当市で先導的に取り組む必要がある技術等に対しては、積極的に取り組みます。

まずは、行政の率先実行から

2 脱炭素型ライフスタイルを推進します

- 省エネや再生可能エネルギーの活用に対応した家庭生活、事業活動を促進します。
- 成果の実感・見える化に留意し、需要と供給の両面からの対応、現実的な移行対策を推進します。
- 上越の地域特性(多様かつ豊かな自然環境)を生かし、持続可能で市民が当市での暮らしに豊かさを感じられるライフスタイルを目指します。

上越ならではの豊かな暮らしの実現

3 脱炭素化社会に対応したまちづくりを推進します

- 国全体で進めている「分散型電源」を促進します。
- 「エネルギーの地産地消」と「地域内経済循環」を促進する仕組みづくりを目指します。
- エネルギー港湾・直江津港を拠点として我が国のエネルギー供給基地としての役割を果たすため、市内エネルギー企業を始め、地域事業者との連携を強化します。
- 脱炭素社会への移行を地域産業の新たなビジネスチャンスとして捉えます。
- 都市構造は、総合計画で掲げる「コンパクト+ネットワーク」の実現を目指します。

環境と経済の両立を目指す

▼7つの重点施策と具体的取組

事務事業での実施 補助制度含む 複合的モデル ソフト施策 ソフト事業 (農林業)

重点施策1 事務事業における脱炭素化の率先実行

- ①省エネ行動と公共施設の省エネ化の推進
- ②公共施設での太陽光発電等の率先導入
- ③公用車の電動化とエコドライブの推進
- ④環境配慮契約の推進

重点施策2 市内事業者による脱炭素経営の促進

- ①地域経済の脱炭素化に向けたネットワークづくり
- ②市内事業者による脱炭素化の取組への支援

重点施策3 家庭への再エネ導入と省エネ対策の促進

- ①家庭への太陽光発電等の普及促進
- ②住宅の省エネ性能の向上
- ③家庭への電動車等の普及促進

重点施策4 地球温暖化対策の啓発・教育の推進

- ①脱炭素化ライフスタイルの「見える化」
- ②子どもたちへの環境教育の充実

重点施策5 脱炭素型地域づくりモデルの構築

- ①地域コミュニティの脱炭素化モデルづくり
- ②雪冷熱エネルギーの積極活用
- ③水素社会の到来に向けた仕組みづくり
- ④市街地の未利用エネルギー活用モデルづくり

重点施策6 農林業の振興による吸収源対策の推進

- ①森林の保全と地元産木材の利用促進
- ②環境保全型農業の推進

重点施策7 地域と調和した民間再エネプロジェクトの促進

- ①地域特性を生かした再エネ立地の促進
- ②地域と調和した開発ルール構築と運用

▼関連する部門

産業	民生家庭	民生業務	運輸	廃棄物
		○		
		○		
			○	
○		○		
○		○	○	○
	○			
	○			
			○	
○	○	○	○	○
		○		
○		○		
	○	○		
○				
○				

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の 記載内容

1 事務事業における脱炭素化の率先実行

①省エネ行動と公共施設の省エネ化の推進

- 市の日常業務や公共施設の管理・運営において、空調や電気の使用などの省エネに率先して取り組み、市民や事業者等への啓発を図ります。
- 公共施設について、将来的な再配置の方針を踏まえつつ、Z E B化の推進について研究するとともに、照明のL E D化や高効率設備の導入、断熱性能の向上等の省エネ性能向上に配慮した改修を進めます。
- 市の事務事業におけるエネルギー管理を適切に行います。

②公共施設での太陽光発電等の率先導入

- 公共施設に率先して太陽光発電等の設置を進め、市民や事業者等への啓発を図ります。
- 今後新たに整備する施設については、原則として太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入します。
- 設備の導入に当たっては、施設の立地や用途、規模、効率性等を踏まえ、民間事業者による第三者所有モデルの活用も含めて推進するとともに、「啓発」「防災」等の二次的な効果の発現も目指します。

③公用車の電動化とエコドライブの推進

- 公用車への電動車（HV、PHV、EV等）の導入を進めます。
- 導入は車両の更新と合わせて進めるものとし、用途や車種の普及状況を考慮しつつ、更新の際は、電動車の導入を原則とし、導入が困難な場合は可能な限り環境性能に優れた車両を導入します。
- 公用車の使用に当たっては、エコドライブや効率的な運行管理に努めます。

④環境配慮契約の推進

- 事務事業における物品購入について、グリーン購入を率先して取り組むとともに、環境負荷の小さい電力調達について、安定的な供給体制、コストの観点も合わせて具体的な手法を検討します。
- 市発注事業において環境配慮に関する事項を示し、職員及び受託者等に環境に配慮した業務の遂行を促します。

2 市内事業者による脱炭素経営の促進

①地域経済の脱炭素化に向けたネットワークづくり

- 地域を挙げた脱炭素社会の形成に向けて、省エネ、再生エネの普及促進や、脱炭素化に係る最新の技術等に係る情報を把握・共有するとともに、官民の連携・協力を促進するためのネットワークづくりを進めます。

②市内事業者による脱炭素化の取組への支援

- 市内事業者における再生可能エネルギーや省エネ設備の導入、ごみの減量化等具体的な地球温暖化対策の実施や脱炭素経営を促進するとともに、経済社会の脱炭素化をビジネスチャンスとした新たな事業展開を促進するための意欲的な取組を支援します。

3 家庭への再エネ導入と省エネ対策の促進

①家庭への太陽光発電等の普及促進

- 家庭用太陽光発電や家庭用蓄電池、電動車との連携設備などの普及が促進されるよう、民間事業者との連携や、国・県の支援制度の活用も含め、市民への啓発や情報提供、支援を行います。

②住宅の省エネ性能の向上

- 国、県、民間事業者等の取組と連携し、Z E Hの普及を促進します。
- 住宅の照明のL E D化や高効率設備の導入、断熱性能の向上等の省エネ性能に配慮した改修を推進するため、啓発や情報提供、支援を行います。

③家庭への電動車等の普及促進

- 自動車における環境対策の進展状況を踏まえつつ、民間事業者との連携や、国・県の制度の活用も含め、電動車など環境性能が高い自動車の普及促進に向けた啓発や情報提供、支援を行います。

4 地球温暖化対策の啓発・教育の推進

①脱炭素化ライフスタイルの「見える化」

- 地球温暖化問題に係る啓発を進めるとともに、省エネやごみの減量化、公共交通機関の利用促進など、日常生活の中で市民一人ひとりが実践できる取組の情報提供やそれらの成果の「見える化」を進めます。
- 脱炭素社会に資する新たな技術や仕組みの把握に努め、市民に向けた情報発信を行います。

②こどもたちへの環境教育の充実

- こどもたちが地球環境問題や持続可能な社会の形成に対する関心を高め、自ら学び、未来を担う人材を育むため、様々な媒体・機会を通じて教育・啓発を行う環境を整えます。

5 脱炭素型地域づくりモデルの構築

①地域コミュニティの脱炭素化モデルづくり

- 多様な地理的要素や自然環境を有する市内各地域において、それぞれの地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用や、分散型エネルギーの仕組みの構築が推進されるよう研究を進めるとともに、民間事業者や地域コミュニティ等における積極的・先進的な取組を支援します。

②雪冷熱エネルギーの積極活用

- 雪氷エネルギーを利用した冷房や冷蔵の普及を図るとともに、これまで整備を進めてきた雪室を地域資源として活用し、当市独自の自然エネルギーの活用事例として地域振興に活用します。

③水素社会の到来に向けた仕組みづくり

- 次世代のエネルギーとして期待される水素の利活用について、専門家やエネルギー事業者等との連携体制を構築し、最新の技術動向の把握や、将来のエネルギーインフラの姿等の調査・研究を進めます。

④市街地の未利用エネルギー活用モデルづくり

- 民間事業者との連携の下、地中熱や下水熱等の有効活用の研究を進め、都市インフラへの有効活用を推進します。

6 農林業の振興による吸収源対策の推進

①森林の保全と地元産木材の利用促進

- 吸収源としての森林の価値を発信し、保全活動に対する理解と支援の輪を広げます。
- 公共施設等における地元産木材の利用促進等の需要創出と、森林の管理経営に係る人材育成など供給体制の強化に取り組みます。

②環境保全型農業の推進

- 農地における炭素貯留に貢献するため、堆肥や緑肥などの有機物の施用による土づくりを基本とする有機農業をはじめとした環境保全型農業の理解促進と更なる取組拡大を推進します。
- 環境保全型農業に取り組む重要性や堆肥の施用による土壌への炭素貯留効果などを農業者に啓発するとともに、広く消費者に発信して理解を促進します。

7 地域と調和した民間再エネプロジェクトの促進

①地域特性を生かした再エネ立地の促進

- 当市において、民間事業者による再生可能エネルギーを活用した発電施設等の立地が促進されるよう、積極的な情報収集や、市の遊休財産の利活用に向けた情報発信を行うとともに、具体的な案件に対して、各種法令やガイドライン等を踏まえた指導や地域との調整等を行います。

②地域と調和した開発ルールの構築と運用

- 再生可能エネルギーの導入に係る開発について、当市の自然環境や生活環境と調和した適切な立地の促進に向けて、各種事例や法令等の情報を積極的に収集・分析し、必要に応じて市としてのルールの整備を進めます。

議題 し尿くみ取り手数料の改定について

1 し尿収集業務の現状

上越市のし尿収集業務は、し尿収集運搬委託に要する「し尿収集処理単価相当額」を受益者の負担手数料としており、現行のし尿くみ取り手数料は平成 27 年 10 月 1 日より 173 円/18ℓ に改定した。

《これまでの手数料の改定経過》

改定年月日	金額	前回改定との比較	前回改定との比較
昭和 49 年 8 月 1 日	35 円/18ℓ	—	—
昭和 50 年 4 月 1 日	54 円/18ℓ	19 円	54.3%
昭和 53 年 4 月 1 日	70 円/18ℓ	16 円	29.6%
昭和 60 年 4 月 1 日	82 円/18ℓ	12 円	17.1%
平成 5 年 4 月 1 日	102 円/18ℓ	20 円	24.4%
平成 10 年 4 月 1 日	127 円/18ℓ	25 円	24.5%
平成 22 年 10 月 1 日	168 円/18ℓ	41 円	32.3%
平成 27 年 10 月 1 日	173 円/18ℓ	5 円	3.0%

《くみ取り量実績の推移》

年度	くみ取り量	し尿収集 件数	処理人口	くみ取り 世帯数※
平成 28 年度	7,241kℓ	15,665 件	7,091 人	2,700 世帯
平成 29 年度	6,833kℓ	15,032 件	6,363 人	2,460 世帯
平成 30 年度	6,568kℓ	14,766 件	5,796 人	2,278 世帯
令和元年度	6,323kℓ	14,311 件	5,473 人	2,186 世帯
令和 2 年度	5,752kℓ	12,981 件	5,085 人	2,066 世帯
令和 3 年度	5,662kℓ	13,034 件	4,754 人	1,961 世帯

※くみ取り世帯数は、処理人口を平均世帯員数で割り返して算出した推計値。

2 改定案

平成 27 年 10 月の改定から 7 年が経過し、この間、収集運搬に係る経費が変動したことから積算を見直し手数料に反映するもの

し尿くみ取り手数料 173 円/18ℓ → 184 円/18ℓ (11 円、6.4%増)

3 施行期日：令和 5 年 10 月 1 日

令和 5 年 3 月議会で上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正し、利用者に一定期間の周知をしたうえで改定する。

4 改定の影響

令和3年度し尿くみ取り総量 5,661,540

令和3年度し尿くみ取り人数 4,754人 1人あたり平均約1,1910/年

1人あたりくみ取り手数料負担増額

年間くみ取り数量1,1910×増額11円/180=728円 差額728円増

5 県内20市し尿くみ取り手数料の状況（令和4年11月電話聞き取り）

99.00円/180～201.60円/180と幅があり、上越市は4番目となっている。

順位	市名	単価/180	順位	市名	単価/180
1	糸魚川市	201.60円	10	佐渡市	144.00円
2	阿賀野市	189.00円	11	三条市	136.40円
3	胎内市	180.00円	12	小千谷市	126.00円
3	魚沼市	180.00円	13	新発田市	122.00円
4	上越市	173.00円	14	五泉市	120.96円
5	南魚沼市	162.00円	15	柏崎市	120.00円
6	新潟市	155.00円	16	燕市	115.00円
7	長岡市	154.80円	17	十日町市	108.00円
8	村上市	150.00円	17	見附市	108.00円
9	妙高市	145.00円	18	加茂市	99.00円